

魚沼市における教育・保育提供区域 の設定について

平成26年6月
魚沼市教育委員会 子ども課

「教育・保育提供区域」の法律上の定義

子ども・子育て支援法 第61条 第2項第1号

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情 その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

国の基本指針

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な地域であり、

- ①地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

※ただし、小学校就学前子どもの区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することが可能。

教育・保育提供区域の設定にあたって

○ニーズ量の確保

平成27年度から31年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認(利用定員の設定)

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可(地域型保育事業)

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

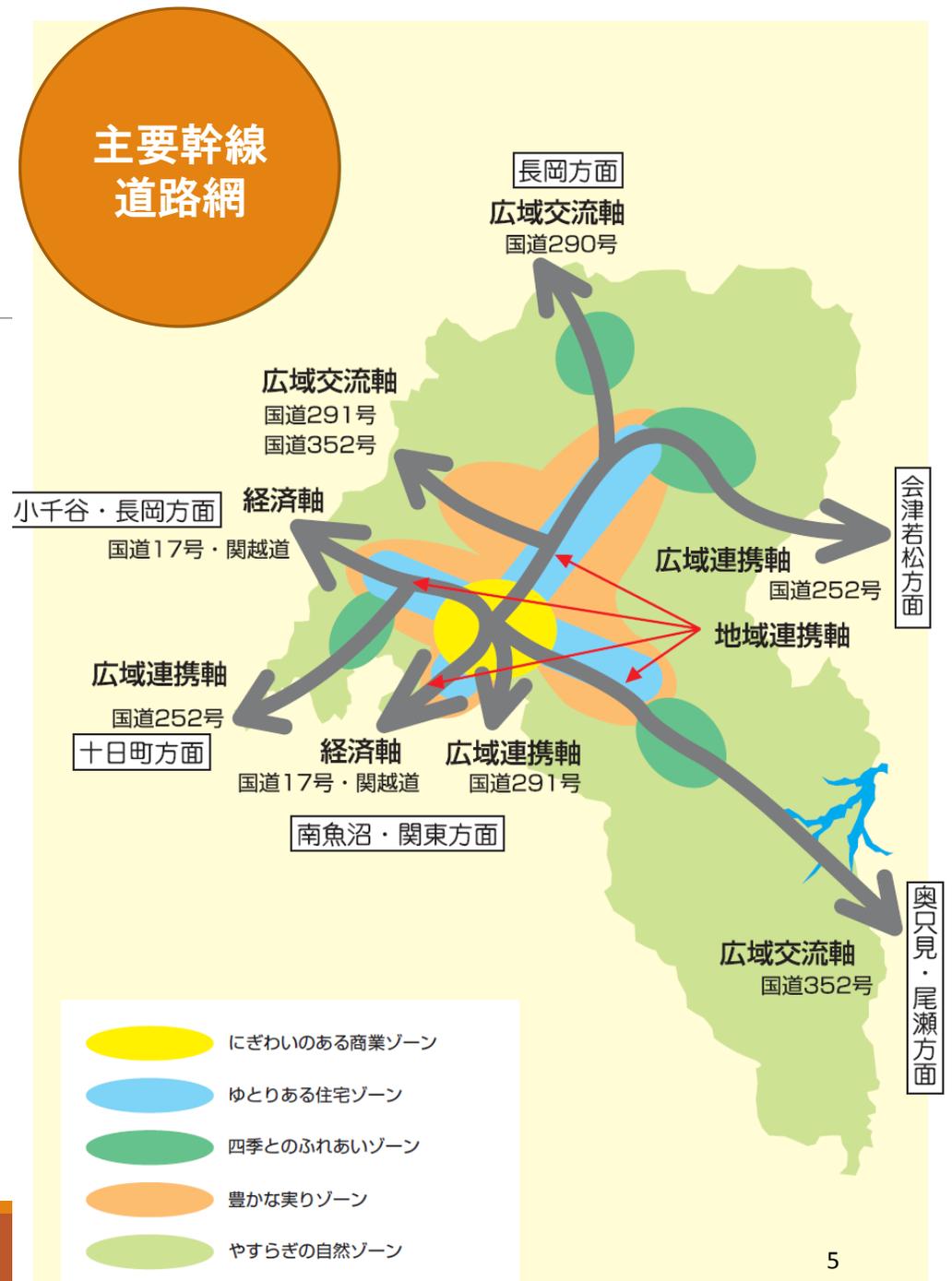
区域数によるメリット・デメリット

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。 • コミュニティ、生活圈とリンクしており、区域内での移動が容易である。 • 就学前児童・小学生などが利用する場合、徒歩での利用が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。 • 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられ、安定しやすい。 • 地域に限定されない幅広い交流が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。 • 施設運営は、狭い区域内の児童数に左右され不安定になりやすい。 • 児童・生徒数により区域の見直しが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。 • コミュニティ・生活圈が違うエリアから児童が集まるため、親同士の連携が図りにくい。

魚沼市の交通事情

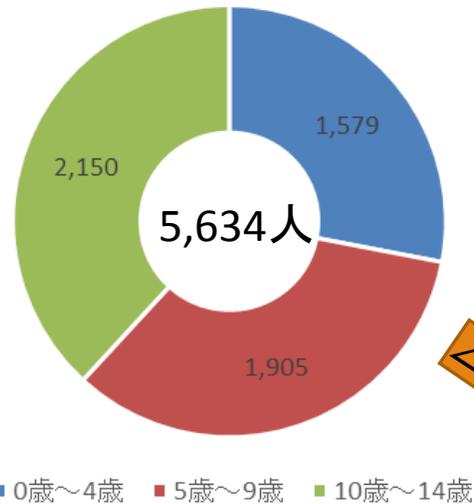
主要幹線として、小出地域から堀之内地域に抜ける関越自動車道、国道17号と、これに交差して堀之内地域から入広瀬地域に抜ける国道252号、小出地域から湯之谷地域に抜ける国道352号、守門地域から長岡市に抜ける国道290号などが走っている。

また、これらに一般県道等が併走、交差し、さらには、市道がこれらを接続している。



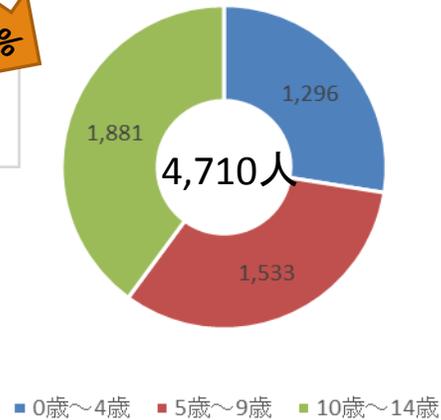
魚沼市の年少人口の推移と推計

H20の年少人口



△16.4%

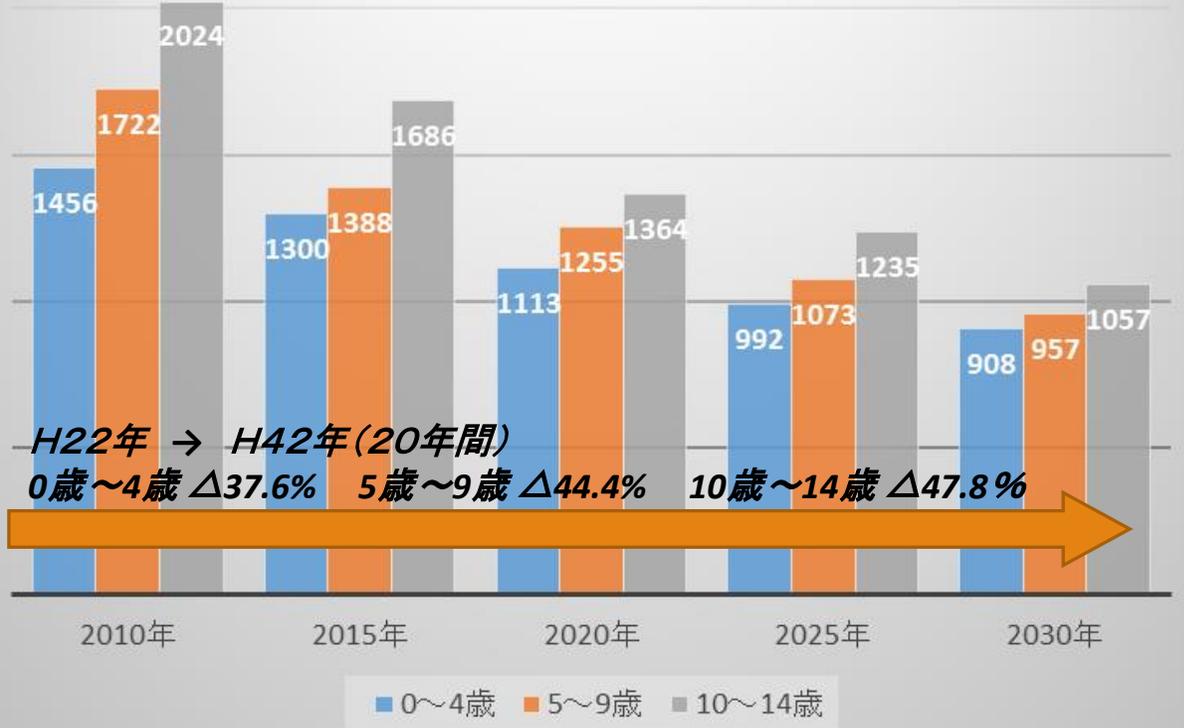
H25の年少人口



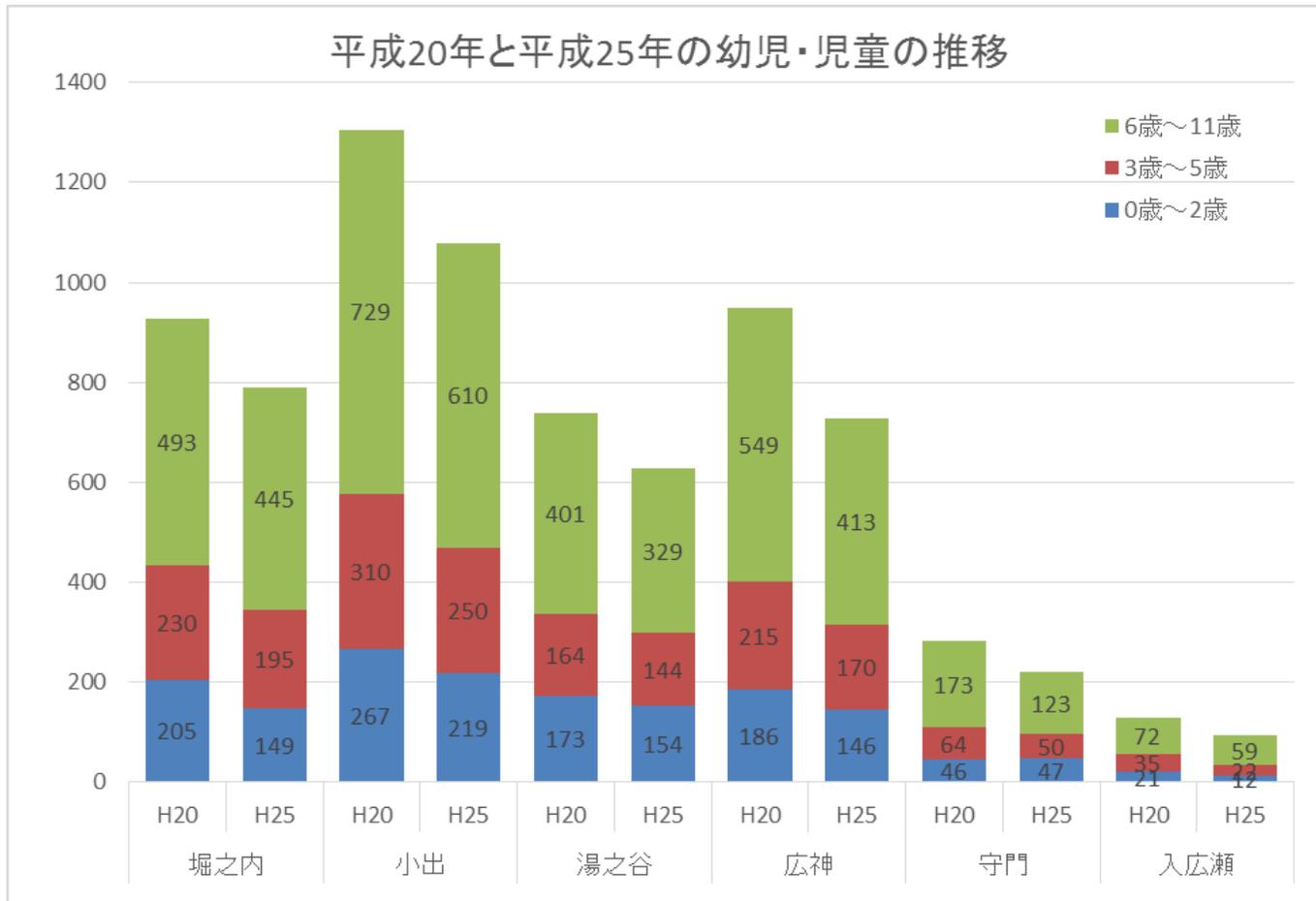
資料出典: 魚沼市住民基本台帳

年少人口の将来推計

資料出典: 国立社会保障・人口問題研究所



地区別の年少人口の推移



平成20年と平成25年(いずれも4月末時点)での比較を行った。

全体

0歳～2歳 $\Delta 19.0\%$
898人 \rightarrow 727人

3歳～5歳 $\Delta 18.4\%$
1,018人 \rightarrow 831人

6歳～11歳 $\Delta 18.1\%$
2,417人 \rightarrow 1,979人

資料出典: 魚沼市住民基本台帳

幼児期の教育・保育利用の現状

施設入所数		地域内の児童数	利用児童の数							定員数
		堀之内	小出	湯之谷	広神	守門	入広瀬	市外 (広域)	合計	
施設入所の 状況	堀之内 (堀之内なかよし保育園)	213	5	1	0	0	0	1	220	270
	小出 (佐梨保育園、小出保育園、清心保育園等)	21	299	31	16	6	2	3	378	455
	湯之谷 (つくし保育園、めぐみ幼稚園等)	4	35	190	0	0	0	1	230	315
	広神 (ふたば東保育園等)	1	3	4	206	7	0	5	226	320
	守門 (守門保育園、守門幼稚園)	0	0	0	2	50	3	0	55	160
	入広瀬 (入広瀬幼稚園)	0	0	0	0	0	24	0	24	105
	合 計	239	342	226	224	63	29	10	1,133	1,625
定員数		270	455	315	320	160	105		1,625	

魚沼市における既存の区域設定

単位等	区域数	説明
旧町村	6	旧町村ごとに6地区に区分した区割
中学校区	6	中学校通学区域で6地区に区分した区割 (旧町村単位と同様)
小学校区	9	小学校通学区域で6地区に区分した区割 堀之内2 小出2 湯之谷1 広神2 守門1 入広瀬1

旧町村区域別の保育園等の分布

地域	認可保育園	幼稚園	認定子ども園	学童保育	子育て支援センター	認可外保育所	事業所内保育所
堀之内地区	1	0	0	1	1	0	0
小出地域	4	0	0	3	1	1	(1)※2
湯之谷地域	2	1	0	1	0	0	0
広神地域	2	0	0	2	0	0	0
守門地域	1	1	0	1	0	0	0
入広瀬地域	0	1	0	(1)※1	0	0	0
合 計	10	3	0	8 (9)	2	1	0 (1)

※1 「放課後児童健全育成事業実施に関する条例」に基づかないものの、入広瀬こどもの家において学童保育事業を実施している。

※2 県立小出病院内に設置されているものの、現在利用者がなく休止となっている。

教育・保育提供区域の設定について

提供するサービスに応じて、地域の状況や利用者の動線・選択等を考慮した需給調整の判断基準となることを踏まえた区域設定が必要。

幼児期の教育・保育は利用者の生活圏内で実施することが望ましい。

区域を細分化すると施設のない区域が生じるサービスもある。

サービス内容によっては自家用車により区域を越える利用者もある。

保育需要は居宅からの距離を基本として、市街地や保護者の通勤経路に沿って高く出る傾向がある。

幼児期の教育・保育及び一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブ

市を6区域に区分

一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブを除く地域子ども・子育て支援事業

市を1区域に区分

教育・保育提供区域設定の説明

幼児期の教育・保育及び一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブ

市を6区域に区分

合併前の旧町村(中学校区)単位は、市民に馴染まれていることや、合併後も様々な計画や事業において共通して用いられている最も一般的な区域単位です。

また、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用数が、今後の施設及び事業整備量の指標となるため、利用者の生活圏内でサービスの提供ができるよう、旧町村の6区域に区分します。

一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブを除く地域子ども・子育て支援事業

市を1区域に区分

放課後児童健全育成事業、一時預かり、延長保育事業を除く地域子ども・子育て支援事業(子育て支援センター、乳児家庭全戸訪問、ファミリーサポートセンター事業、病児病後児保育事業等)については、ニーズの見込み(人数、頻度)や現在のサービス提供体制(施設数、専門職員等)を踏まえ、市を1区域として区分します。

■参考

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

■地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポートセンター事業
- ⑧一時預かり
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業